

～中間前金払等認定の簡素化・迅速化について～

国土交通省は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に伴う工期の見直しや、請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等に伴って、建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、国土交通省直轄工事においては「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」を、都道府県及び政令指定都市の主管部局長あてには「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について」を、それぞれ通知しました。

弊社事業と深く関係する「中間前金払の活用並びに手続の簡素化・迅速化」について、以下のとおり概要お知らせします。詳しくは国土交通省ウェブサイト等をご覧ください。

概要（下線：当社）

I 国土交通省直轄工事における「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和2年3月11日付け国地契第57号、国官技第386号、国営設第178号）（抄）注 大臣官房の地方課長、技術調査課長及び官庁営繕部設備・環境課長の連名通知

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

- (1) 「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」（昭和47年7月25日建設省会発第634号）における認定資料としては、工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊をいう。以下同じ。）第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。
- (2) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。
- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前金払に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、～中間前金払の支払請求があったときは、～手続の一層の迅速化に努めること。

II 都道府県及び政令指定都市あて「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和2年3月11日付け国土入企第53号）（抄）

～ 公共工事の一時中止措置等に伴い、建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、中間前金払を導入している団体においては、地方自治法施行令等の規定により前金払を行うことができる工事について、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うなど、中間前金払の迅速かつ円滑な実施に努めるようお願いします。～

～ 国土交通省直轄工事において、～通知しておりますので、本通知を参考の上、手続の簡素化・迅速化を図ることにより、受注者において、これらの制度を迅速かつ円滑に利用できる環境の整備に努めていただけるよう、お願いいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

中間前金払制度を利用しましょう！

～ 中間前払金保証のご案内 ～

1 『中間前払金』の利用で 請負金額の6割まで調達可能！

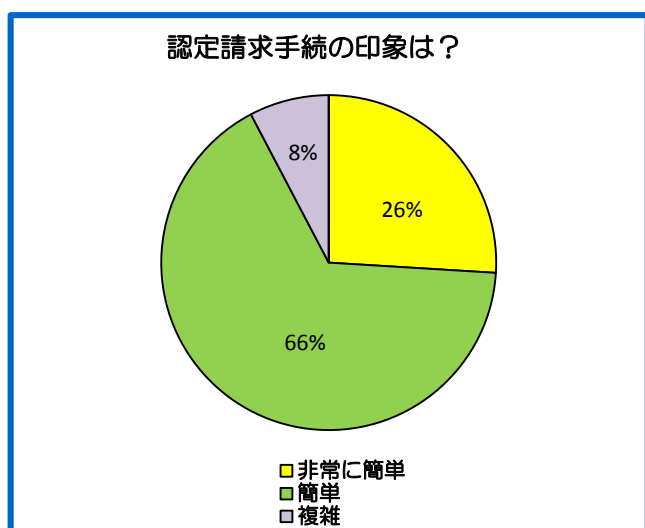
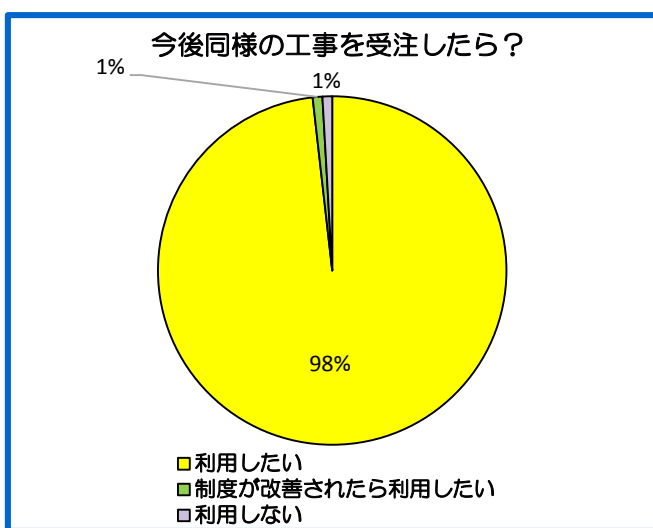
前払金 4割 + 中間前払金 2割

利用のための要件は、

- ① 工期の2分の1を経過し、
- ② その時までには実施すべきとされている工事が行われており、
- ③ 進捗額が請負金額の2分の1以上 となったとき。

履行報告書でOK！

2 中間前払金利用者の声 ～ 当社中間前払金アンケート結果から



3 『中間前払金保証』のポイント

ポイント1

認定請求手続
が簡単！

書類は、

「認定請求書」+ 「**履行報告書**」でOK！

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも
簡素化・迅速化されています。

国土交通省通達（令和2年3月11日国地契第57号等）

ポイント2

保証料が低廉！

中間前払金保証の金額を問わず、

「**一律 0.065%**」と低い保証料率！

※ 保証金額1,000万円の場合、保証料は6,500円

※ 中間前払金は全額「現金」で払出可能です



HOKKAIDO CONSTRUCTION SURETY CO.,LTD

北海道建設業信用保証株式会社

業務部 TEL：011-221-2092 旭川支店 TEL：0166-26-0395 東北支店 TEL：022-723-2255

帯広支店 TEL：0155-24-5806 東京支店 TEL：03-3553-1618